

ほぼ毎週
発行

労働法大改悪阻止 闘争本部ニュース No. 62

No.62 2016. 4. 25

■ 解雇の金銭解決の立法事実なし！ ～難波幸一元裁判官ヒアリング～

4月25日実施された、厚労省「透明かつ公正な労働紛争解決システム等の在り方に関する検討会」（第6回）において、難波幸一元裁判官のヒアリングが行われました。

難波氏は、解雇無効の場合には自分は1年分を目安にして、あとは諸要素を検討して、プラスマイナスになると発言されていました。要はケースバイケースで、明確な基準はつけれないとのことでした。

むしろ、今現在、労働審判制度がうまくいっているにもかかわらず、法律でルールをつくるのは、難しいと否定的意見を述べられました。

その後八代委員から、執拗にルールが必要ではないかと質問されましたが、難波さんは、必要性がない、うまくいかないのではないかと回答していました。また、八代委員から、最高裁の過去の判例は、高度経済成長の時代の大企業の事案であって、現代の変化に対応できないのではないかと問われたところ、難波氏は、裁判官も結果的妥当性を考えてやっている、現代の変化にあわせており、判例も変化すると反論していました。

このように解雇の金銭解決を法制化することに関して、元裁判官の目からしても、その必要性が認められず、むしろ現状の労働審判制度を阻害する有害なものであり、法制化すべきという立法事実が全く存在しないことが明らかとなりました。検討会で積極意見を述べるのは、労働経済学者のみとなりました。

益々孤立化させ、導入を絶対阻止するためにも、検討会の状況に注視しつつ、解雇の金銭解決制度を許さない世論喚起をしていきましょう！

■ 5. 11集会による選挙争点化を！

労働法制改悪を阻止するためには、何としても選挙で安倍政権を打倒する必要があります。しかし、今のままでは選挙の争点として労働問題がピックアップされない可能性があり、選挙後に危機的な状況を迎えることとなります。既に不十分ながら野党4党で労働時間の量的上限規制やインターバル規制を導入する法案が提出されています。5.11の集会を大成功させるためにも団員・関係者を問わず、全ての国民の結集を強くお願いします！！

アベ政権はもう嫌だ！

～次に来る矢は“解雇自由”と“定額働かせ放題”～

5・11

雇用と暮らしの底上げアクション

@日比谷野音

2016年5月11日(水)
午後5時30分 開場
午後6時30分 開会
午後7時45分 デモスタート

◆なくせ！ブラック企業・ブラックバイト！◆
◆なくせ！賃金差別！バイトもパートも今すぐ時給1500円！◆
◆守れ！1日8時間労働！◆

日比谷野音5・11アクション実行委員会
お問い合わせ先 TEL 03-3580-5311(都報法律事務所)

©Free Download Web

[発信元]

日本労働弁護団

〒101-0062 千代田区神田駿河台 3-2-11 連合会館 4階
TEL: 03-3251-5363 FAX: 03-3258-6790

